議第９８号

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

本市個人情報の保護に関する法律施行条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第３０条第１項又は第３１条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「市の機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。第５条第２項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿）

第３条　市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情

報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

⑴　個人情報取扱事務の名称

⑵　個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称

⑶　個人情報取扱事務の目的又は概要

⑷　取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数

⑸　取り扱う個人情報の項目

⑹　取り扱う個人情報の取得先

⑺　取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無

⑻　取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無

⑼　個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称

⑽　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

４　市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示決定等の期限に関する特例）

第４条　市の機関が開示決定等をする場合における法第８３条第１項及び第８４条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「１３日以内」とし、同条中「６０日以内」とあるのは「４３日以内」と、「同条第１項」とあるのは「新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　号）第４条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第５条　法第８９条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第２８条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正決定等の期限に関する特例）

第６条　市の機関が訂正決定等をする場合における法第９４条第１項及び第９５条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「１３日以内」とし、同条中「同条第１項」とあるのは「新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第７条　市の機関が利用停止決定等をする場合における法第１０２条第１項及び第１０３条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「１３日以内」とし、同条中「同条第１項」とあるのは「新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　号）第７条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（柏崎市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第８条　市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第　号）第２条に規定する柏崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

⑴　この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

⑵　法第６６条第１項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１２条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

⑶　市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

⑷　その他法第３章第３節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

（実施状況の公表）

第９条　市長は、毎年度、各市の機関による法及びこの条例の実施状況について、公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（個人情報保護条例の廃止）

第２条　新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成１１年条例第４号）は、廃止する。

（個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第３条　この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の新潟県柏崎市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第２条第１１号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第３条第２項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

２　この条例の施行の際現に旧条例第１２条第２項に規定する実施機関（旧条例第２条第１０号に規定する実施機関をいう。以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者又は公の施設の管理に係る業務を行う旧条例第３条の３第１項に規定する指定管理者である者及び当該委託を受けた業務若しくは当該公の施設の管理に係る業務に従事している者又はこの条例の

施行前においてこれらの業務に従事していた者に係る旧条例第１２条第３項の規定による当該業務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日前に旧条例第１３条、第１６条第１項若しくは第３項又は第１８条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止（これらに係る旧条例第２２条に規定する費用の負担を含む。）については、なお従前の例による。

４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第８号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

⑴　第１項に規定する者

⑵　この条例の施行の際現に第２項に規定する委託を受けた業務若しくは公の施設の管理に係る業務に従事している者又はこの条例の施行前においてこれらの業務に従事していた者

５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第２号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

６　第１項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に職務上知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に漏らしたときは、１年以下の懲役又は３万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

７　前３項の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。

８　旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県柏崎市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する

条例（平成１５年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項第７号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。第１５条において同じ。）」を加える。

第１５条を次のように改める。

（個人情報の安全管理）

第１５条　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第６６条第２項の規定により準用される同条第１項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

参考資料

新潟県柏崎市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年１２月１８日条例第４５号）

改正後	改正前
（協定の締結） **第８条**　（略） ２　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（6）　（略） （7）　管理業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。）の保護に関する事項 （8）　（略） （個人情報の安全管理） **第15条**　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第２項の規定により準用される同条第１項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。	（協定の締結） **第８条**　（略） ２　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（6）　（略） （7）　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項 （8）　（略） （個人情報の管理） **第15条**　指定管理者は、新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成11年条例第４号）の規定に基づき、適正に個人情報を管理しなければならない。